

島根県伝統工芸品展示会・見本市出展及び専門家招聘事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、島根県の伝統工芸品製造事業者の展示会・見本市への出展及び専門家の招聘を支援することで、島根県の伝統工芸品の販路開拓を図り、もって島根県の伝統工芸品産業の振興を図るため、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定により伝統的工芸品として指定を受けた伝統工芸品を製造する者、島根県ふるさと伝統工芸品振興要綱に基づき指定を受けた伝統工芸品を製造する者及び島根県ふるさと伝統工芸品に準ずる工芸品を製造する者が、単独または共同で行う島根県の伝統工芸品の展示会・見本市への出展及び専門家の招聘の取組に要する経費に対し、予算の範囲内において島根県伝統工芸品展示会・見本市出展及び専門家招聘事業費補助金（以下「補助金」とする）を交付するものとする。
- 2 補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 本要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
- 1 伝統的工芸品
伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき指定を受けた伝統工芸品。
 - 2 島根県ふるさと伝統工芸品
島根県ふるさと伝統工芸品振興要綱に基づき指定を受けた伝統工芸品。
 - 3 島根県ふるさと伝統工芸品に準ずる工芸品。
以下の各号に掲げる要件に該当し、将来的に島根県ふるさと伝統工芸品の指定を受けることを目指す工芸品。なお、要件を満たすか否かについては、提出された申請書を踏まえて県が判断することとする。
 - (1) 県内に工房が所在し、工房が所在する市町村でおおむね10年以上製造されているものであること
 - (2) 主として日常生活の用に供されるものであること
 - (3) その製造過程の主要な部分が手作業によるものであること
 - (4) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること
 - (5) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ製造されるものであること

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象となる補助対象事業者（以下「補助事業者」とする）は、次の各号に掲げる事業者とする。

- (1) 伝統的工芸品を製造する事業協同組合等（事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他団体をいう）の構成員
- (2) 島根県ふるさと伝統工芸品を製造する者（ただし上記（1）に該当するものを除く）
- (3) 島根県ふるさと伝統工芸品に準ずる工芸品を製造する者

2 補助事業者が、次の各号に掲げる団体等に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（島根県暴力団排除条例（平成23年島根県条例第49号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員又は使用人その他従業員もしくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）に該当するものがあるもの

3 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象経費及び補助率等は、別表による。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により補助金交付申請書（様式第1号）を島根県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、第4条の規定により補助金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ補助金交付の可否を決定し、補助事業者に対し補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 補助事業者は、規則第7条の規定により申請の取り下げをしようとするときは、補助金交付申請取り下げ書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(決定内容の変更)

第7条 補助事業者は、規則第9条第1号に規定された次に掲げるいずれかの事項に該当する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更するとき
- (2) 補助対象事業を中止または廃止するとき
- (3) 補助対象事業の主要な部分を変更するとき

(4) その他知事が必要と認めるとき

2 補助事業者は、規則第9条第2号に該当する場合には速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の申請)

第8条 補助事業者は、前条の変更の承認を受けようとするときは、補助金変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請書の提出があったときは、審査のうえ、その結果を補助事業者に通知するものとする。

(遂行状況の報告)

第9条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、遂行状況報告書(様式第5号)による報告を求め、又は調査を行うものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、規則第10条の規定により当該対象補助事業完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合には、規則第11条に基づく書類の審査等を実施し、確定した補助金額を補助事業者に補助金額確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の支払い)

第12条 補助金は前条に基づく補助金の額の確定後に支払うものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金返還通知書(様式第8号)により期限を定めてその返還を命じる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第9号)により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 前項の規定に基づく返還については、規則第16条の規定を準用する。

(書類の保管)

第15条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。